

南砺市伝統的工芸品再生支援事業補助金の概要

伝統的工芸品産業の後継者の確保及び育成を図るとともに、地域の活性化及び地場産業の振興を図るため、伝統的工芸品を制作する事業主に補助金を交付するもの。

【補助対象者】

経済産業大臣の指定を受けた下記の伝統的工芸品を制作する者

- (1) 井波彫刻
- (2) 五箇山和紙

【補助内容】

| 補助対象事業 | 補助対象経費 | 補助金の額 |
|--|--|---|
| (1) 産地の実態に応じ、斬新かつ先進的な取組を行う事業 (2) 既存の商品等を改良し、新たに商品化する事業 (3) 他の事業主等のモデルとなる事業 (4) 販路の開拓につながる事業 | (1) 専門家の招へいに要する経費（旅費、謝金、市場調査費及び研修費） (2) 商品開発に要する経費（試作費及び原材料費） (3) 周知の要する経費（印刷製本費、広告宣伝費及びホームページ作成費） | 補助率 2分の1 上限額 50万円（千円未満切捨） 国庫補助金及び県補助金等の交付を受けている場合は、補助対象経費の2分の1以内に相当する額から、当該補助金等の額を差し引いた額を補助金額とする。 |

※補助対象経費…消費税及び地方消費税を抜いた金額とする。

【補助金交付に必要な書類】

○交付申請（事業の着工前に申請）

- ・ 伝統的工芸品産業再生支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ・ 見積書等 申請する経費の積算根拠となるもの
- ・ 市税完納証明書

○実績報告（事業完了日から起算して15日以内又は交付決定の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに申請）

- ・ 伝統的工芸品産業再生支援事業報告書（様式第5号）
- ・ 執行実績と明らかにする書類 領収書、写真等
- ・ 伝統的工芸品産業再生支援事業補助金請求書（様式第7号）

【お問合せ・申請先】

南砺市ブランド戦略部 商工企業立地課 TEL：0763-23-2018 FAX：0763-52-6349